

桜島の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



桜島 東側上空から撮影 九州地方整備局の協力による

桜島 噴火警戒レベル及び各レベルに対応した警戒が必要な範囲

●最新の噴火警戒レベルの確認先(気象庁HP)

桜島の噴火警戒レベルの概要

- 桜島の噴火警戒レベル及び警戒が必要な範囲は、噴火に伴う大きな噴石の飛散、火砕流、及び溶岩流を対象に運用しています。
- 噴火警戒レベルに応じて、下記のような防災対応がとられています。

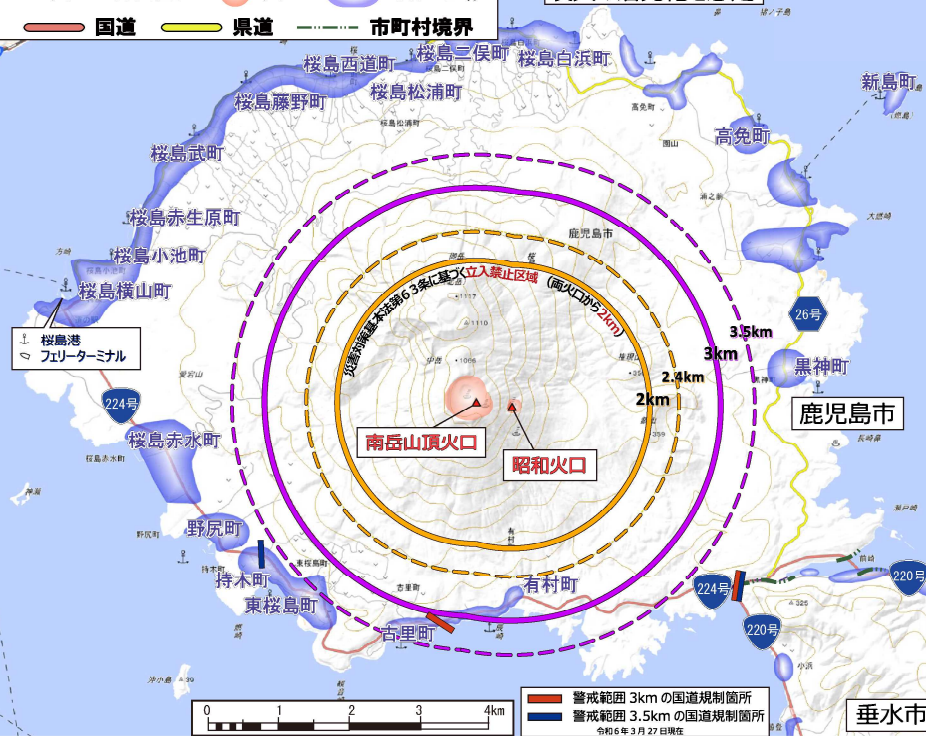
レベル5	危険な居住地域からの避難。
レベル4	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備。
レベル3	状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。火口から居住地域近くまでの立入禁止。
レベル2	火口周辺への立入規制等。
レベル1	状況に応じて火口内への立入規制等。

- レベル3～5の警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により変わります（下図及び右の説明）。

地図の説明(凡例)

- ▲ 火口の代表位置 ● 火口 ● 居住地域
- 国道 — 県道 — 市町村境界

これまでみられている噴火の活発化を想定



図は、国土地理院「地理院地図」を使用して作成しています。

- 南岳山頂火口及び昭和火口から2kmの範囲は、災害対策基本法第63条に基づく立入禁止区域（警戒区域）に指定されています。
- 各レベルにおける具体的な規制範囲等の防災対応の詳細は、鹿児島県、鹿児島市及び垂水市にお問い合わせください。

警戒が必要な範囲

レベル3における警戒が必要な範囲

- 南岳山頂火口及び昭和火口から、
- ：概ね2km
- ：居住地域の近くまで（概ね2.4km）※1

※1：噴火活動の状況（大きな噴石の飛散や火砕流の流下の状況等）により、一時的に警戒が必要な範囲を居住地域に達しない範囲（南岳山頂火口及び昭和火口から概ね2.4kmの範囲）まで拡大する場合があります。

レベル4,5における警戒が必要な範囲

⑩ 南岳山頂火口、昭和火口の噴火活動が活発化した場合

i. 大きな噴石の飛散に対する警戒が必要な範囲

- 南岳山頂火口及び昭和火口から、
- ：概ね3km ○：概ね3.5km ※2

※2：噴火に伴う大きな噴石の飛散状況によっては、警戒が必要な範囲を火口から概ね3.5kmまで拡大する。

ii. 火砕流に対する警戒が必要な範囲

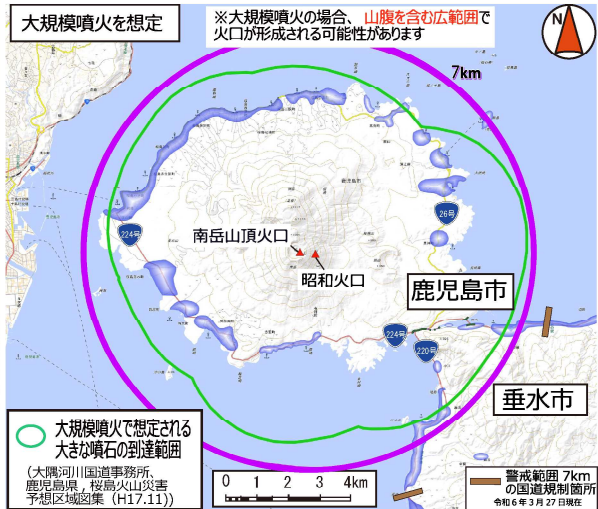
南岳山頂火口及び昭和火口から、火砕流の危険が及ぶ可能性または切迫性のある居住地域まで。

⑪ 大正噴火のような大規模噴火の発生が予想される、切迫している、発生した場合

南岳山頂火口及び昭和火口から

- ：概ね7km ※3

※3：噴火開始後には、火口位置や噴火活動の状況により改めて警戒が必要な範囲を示す可能性がある。

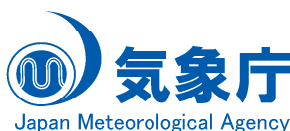


大規模噴火で想定される大きな噴石の到達範囲
(大隅河川国道事務所、鹿児島県、桜島火山災害予想区域図集(H17.11))

警戒範囲7kmの国道規制箇所
令和6年3月27日現在



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

福岡管区気象台 地域火山監視・警報センター
TEL:092-725-3606 <https://www.data.jma.go.jp/fukuoka/>
鹿児島地方気象台
TEL:099-250-9919 <https://www.data.jma.go.jp/kagoshima/>

桜島の噴火警戒レベル

種別	名称	範囲対象	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね7km以内(桜島全島及び垂水市の一部)に影響する大きな噴石や火砕流、溶岩流の到達。 過去事例 天平宝字噴火(764年)、文明噴火(1471年~1476年)、安永噴火(1779年~1782年)、大正噴火(1914年) ●噴火が発生し、火砕流や溶岩流が一部居住地域に到達、あるいはそのような噴火の発生が切迫している。 昭和噴火(1946年)の事例 溶岩流が黒神海岸、有村海岸まで到達 ●島内の居住地域に大きな噴石が飛散。 過去事例 1986年11月23日:古里温泉のホテルに大きな噴石が直撃 2020年6月4日:東桜島町の居住地域付近に大きな噴石が飛散 ▶警戒が必要な範囲は、大きな噴石が火口から概ね2.4kmを超え3km以内に飛散した場合は火口から概ね3km、概ね3kmを超え3.5km以内に飛散した場合は概ね3.5kmとなる。
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動により、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火が予想される。 大正噴火(1914年)の事例 1月11日(噴火開始前日):有感地震多発 昭和噴火(1946年)の事例 3月9日(溶岩流出数時間前):噴火活動の活発化 ●島内の居住地域近くまで大きな噴石が飛散。 過去事例 1980年代に時々発生 ▶警戒が必要な範囲は火口から概ね3kmとなる。
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域の近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。 登山禁止や入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね2km以内に大きな噴石が飛散。 過去事例 1970年代から80年代、2000年10月7日の噴火等 ●火口から概ね2km以内に火砕流が到達。 過去事例 1984年7月21日:南岳山頂火口から約1.2kmまで到達 2008年2月6日:昭和火口から約1.5kmまで到達等 ●地震多発や傾斜変動等により、火口から概ね2km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生が予想される。 過去事例 2007年からの昭和火口の活動等、ほか事例多数 ▶警戒が必要な範囲は火口から概ね2km、噴火活動の状況によっては一時的に2.4kmに拡大する。
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散。 過去事例 事例多数
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏。火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 過去事例 1950年~1955年のうちの静穏期

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、概ね20~30cm以上の風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) レベル1~3では、南岳山頂火口及び昭和火口で発生する噴火を想定している。レベル4、5についてはこれら火口からの噴火に加え、大規模噴火を含む山腹からの噴火も想定している。

注3) レベル1~3では、南岳山頂火口及び昭和火口から2kmの範囲を立入禁止区域とする。

注4) 過去、海底噴火も発生しているが、海底噴火については、噴火地点が想定できないため記載していない。海底噴火が発生した場合は、保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注5) レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

■ 各噴火警戒レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められていますので、詳細については鹿児島県、鹿児島市及び垂水市にお問い合わせください。

■ 最新の噴火警戒レベルは気象庁HP(<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)でもご覧になれます [HPトップ>防災情報>噴火速報・警報・予報]。